

天橋の郷共生型短期入所事業所

重 要 事 項 説 明 書

令和5年12月制定
令和6年6月一部改正
令和8年8月一部改正

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第32号）第11条の4において準用する第106条第5項の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業所が説明するものです。

1 事業者の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 北星会
- (2) 所在地 京都府宮津市字宮村1277番地
- (3) 電話番号 0772-22-8233
- (4) 代表者職氏名 理事長 今出 陽一朗
- (5) 設立年月日 昭和51年10月8日

2 事業所の概要

- (1) 名 称 天橋の郷共生型短期入所事業所
- (2) サービスの主たる対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者
- (3) サービス種別 共生型（福祉強化型）短期入所
- (4) 利用定員 20名
- (5) 通常の送迎範囲 京都府宮津市南部地域（宮津市須津地区以南から宮津市由良地区まで）
- (6) 事業所番号 京都府指定第2612100228号（令和6年1月1日指定）
- (7) 第三者評価受診 ー
- (8) 所在地 京都府宮津市字獅子190番地の4
- (9) 管理者職氏名 施設長 笠井裕代
- (10) 開設年月日 令和6年1月1日
- (11) 連絡先 電話0772-22-0066 FAX0772-22-8585

(12) 事業所が行う他の福祉サービス 介護保険法に基づく介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、通所介護事業所

(13) 営業日 年中無休

3 事業の目的及び経営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、短期入所を必要とする障害のある方等を受け入れ、入浴、排せつ食事の介助等その方が必要とされる支援を行うことを目的とします。

(2) 経営方針

「一人ひとりの生きる力を支える」という施設理念に基づき、ご利用者の人権と人格を尊重し、安全で安心できる環境とご利用者本位のケアを提供します。

4 事業所の建物及び設備

(1) 建 物 鉄骨造一部3階建

(2) 主な設備

①居室 2ユニット20室

電動ベッド、トイレ、洗面台、床頭台、収納家具、テレビ、エアコン、ナースコール

②ユニット 食堂、キッチン、畳コーナー、浴室（機械浴）、洗濯室

③ユニット以外 相談室、医務室、面会室、多目的室、浴室（特殊浴槽）、リネン室、地域交流ホール、喫茶室、エレベーター

5 職員体制

(1) 職員配置状況

①施設長 1名（常勤、他事業所管理者兼務）

②医師 1名（非常勤・嘱託医）

③相談員 2名（常勤）

④看護職員 1名（常勤、他事業所兼務）

⑤機能訓練指導員 1名（常勤、他事業所兼務）

⑥介護員 12名以内（常勤）

⑦介護補助員 2名以内（非常勤）

⑧管理栄養士 1名（常勤、他事業所兼務）

⑨調理員 3名以内（常勤）

⑩事務員 1名（常勤、他事業所兼務）

⑪運転手 1名（非常勤）

(2) 常勤職員の勤務時間

職種	勤務時間
施設長、相談員、管理栄養士、事務員	午前9時から午後6時まで
看護職員、機能訓練指導員	午前8時30分から午後5時30分まで 午前9時から午後6時まで 午前10時から午後7時まで
介護職員	午前6時から午後3時30分まで 午前7時から午後4時まで 午前7時30分から午後4時30分まで 午前8時から午後5時まで 午前8時30分から午後5時30分まで 午前9時から午後6時まで 午前9時30分から午後6時30分まで 午前10時から午後7時まで 午前10時30分から午後7時30分まで 午前11時から午後8時まで 午前11時30分から午後8時30分まで 午後4時から翌朝午前9時まで 午後4時30分から翌朝午前9時30分まで 午後5時から翌朝午前10時まで
調理員	午前5時から午後2時まで 午前5時30分から午後2時30分まで 午前6時から午後3時まで 午前6時30分から午後3時30分まで 午前7時から午後4時まで 午前7時30分から午後4時30分まで 午前8時から午後5時まで 午前8時30分から午後5時30分まで 午前9時から午後6時まで 午前10時30分から午後7時30分まで

6 事業所が提供するサービス内容及び利用者負担額

(1) 提供するサービス内容

- ①食事 管理栄養士が作成した献立により、ご利用者の身体状況と嗜好に配慮した食事を提供します。

食事時間 朝食 午前7時～8時30分
昼食 午後0時～1時30分
夕食 午後6時～7時30分

- ②入浴 ご利用者の身体状況に応じ、一般浴や特殊浴等適切な浴槽で、必要な介助を行い、入浴を提供します。入浴が困難な場合は、清拭等により清潔保持を行います。
- ③身体等の介護 ご利用者の状況に応じて生活全般にわたり必要な介護を行います。
- ④機能訓練 身体機能の維持向上や、食事等日常生活動作について、機能訓練指導員が支援します。
- ⑤生活相談 ご利用者及びそのご家族が希望される生活やご利用者の身心の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
- ⑥健康管理 バイタルチェック等健康状態の把握と服薬支援を行います。
- ⑦レクリエーション 季節に応じた行事や、体操や歌唱などの余暇活動を提供します。

(2) サービス利用料金と利用者負担

(1) に掲げたサービスの提供を受けた時は、障害者総合支援法に基づく介護給付費等が支給されます。

事業者がこの介護給付費等をご利用者に替わり代理受領する場合は、ご利用者及び扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額（利用者負担額）を事業者にお支払いいただきます。

利用者負担額に関する詳細については、支給決定した市町村窓口までお問い合わせください。

介護給付費等について、事業者の代理受領ではなく、ご利用者が償還払いを希望される場合は、介護給付費等の全額をいったん事業者にお支払いいただいた後、市町村から利用者負担額を除いた介護給付費等を受給していただきます。

(3) その他の費用

①食 事 朝食 235円 昼食 675円 夕食 635円

②光熱水費 1日 350円

③通常の送迎実施地域以外の利用者送迎費用

送迎実施地域の境界から片道概ね30km未満 1回500円

送迎実施地域の境界から片道概ね30km以上 1回700円

④複写物の交付に伴い必要となる費用 1枚 20円

⑤おやつ代 一日108円

⑥日用品費その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、負担していただくことが適当であると認められるものの費用 実費

⑦レクリエーション等の材料代 実費

⑧キャンセル料 前日までに連絡があった場合 無料

当日のキャンセル 自己負担相当額

*体調不良等による場合は、この限りではありません。

7 利用料金の支払方法（契約書第6条）

利用料金は、契約書第6条に基づき月ごとにまとめて請求します。

翌月18日までに、次のいずれかの方法でお支払いください。

(1) 事業所窓口での現金払い

(2) 下記指定口座への振込

京都北都信用金庫本店営業部

普通預金1166272

社会福祉法人北星会天橋の郷短期入所生活介護事業所管理者 笠井裕代

フリガナ フク) ホクセイカイテンキョウノサトタンキ

(3) 預貯金口座からの自動振替

*金融機関は、京都銀行、京都北都信用金庫、ゆうちょ銀行、京都農業協同組合に限ります。

8 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 持ち込みの制限 利用にあたり、次のものは原則として持ち込むことができません。

①劇薬や可燃性の強い油等の危険物。

②ペット類、刃物類。

(2) 施設・設備の使用上の注意 当施設のご利用にあたって、他のご利用者の共同生活の場としての快適性と安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

①居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、居室内に立ち入り、必要な措置を講じることができるものとします。ただし、その場合、ご利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

④事業所内においては、当事業所の職員や他のご利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

9 苦情の受付（契約書第14条）

(1) 当施設

・苦情受付責任者 特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長

・苦情受付担当者 特別養護老人ホーム天橋の郷 生活相談員

TEL 0772-22-0066 FAX 0772-22-8585

(2) 第三者委員会

・受付時間 9:00~18:00（土・日を除く）

・社会福祉法人北星会関係施設苦情解決第三者委員会（北星会本部内）

〒626-0033 京都府宮津市宇宮村1277番地

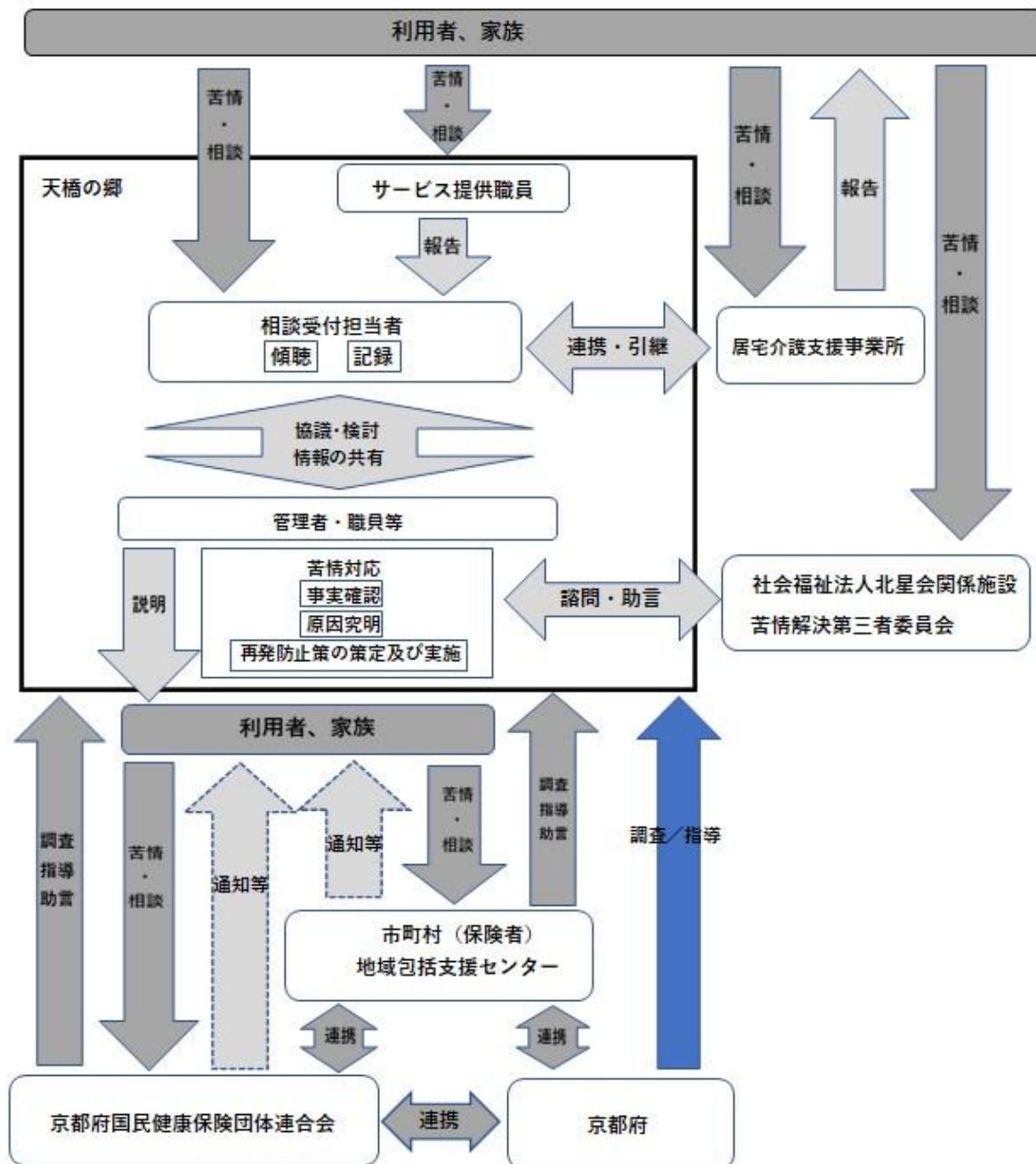
TEL 0772-22-8233 FAX 0772-22-8477

(3) 行政機関その他苦情受付機関

下記の機関の受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

- ・宮津市健康福祉部 健康・介護課 介護給付係
〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012番地
TEL 0772-45-1619 FAX 0772-22-8438
- ・京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談係
〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地
TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055
- ・京都府社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会
〒604-0874 京都市中京区竹屋町烏丸東入ル清水町375
京都府立総合社会福祉会館 5階
TEL 075-252-2152 FAX 075-212-2450

苦情対応に関するフロー図



10 事故発生時の対応

ご利用者に対して、サービスを提供中、事故等が発生した場合は、速やかに応急措置を行うとともに、嘱託医師又はかかりつけ医師に連絡、指示を受け必要な措置を講じます。併せて速やかにご家族に連絡します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

11 緊急時の対応

ご利用者がサービス提供中に心身の状態が急変した場合は、嘱託医師又はかかりつけ医師の判断・指示により、協力医療機関又は関係医療機関等に連絡の上必要な措置を講じるとともに、ただちにご家族等及び関係機関等に連絡します。

12 身体の拘束等

ご利用者に対し原則として身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがあるなど緊急かつやむを得ない場合は、管理者が判断し、嘱託医師又はかかりつけ医師と協議し、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合、ご利用者の心身状況、緊急かつやむを得ない理由等を記録するとともに、ご家族等に説明しご理解を得ることとします。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

①事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

①事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご契約者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いません。

②事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。）

令和 年 月 日

共生型短期入所サービス提供の開始に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	京都府宮津市字宮村1277番地
	名 称	社会福祉法人北星会
事業所	所在地	京都府宮津市字獅子190番地の4
	名 称	天橋の郷共生型短期入所事業所
説明者	職 名	生活相談員
	氏 名	印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始及び利用料金の支払に同意しました。

利用者	住 所	京都府宮津市字
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印